

未適用の会計基準等一覧

2022年4月30日現在

未適用の会計基準等一覧(2022年3月期用)

区分	会計基準等	適用時期	内容
時価の算定 (投資信託等 に関する取 扱い)	<ul style="list-style-type: none"> • 時価の算定に関する会計基準の適用指針(改正企業会計基準適用指針第31号) • 2021年6月17日公表 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則適用:2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用 	<ul style="list-style-type: none"> • 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価 <ul style="list-style-type: none"> • 市場における取引価格が存在する:当該価格 • 市場における取引価格が存在せず、解約等に関して重要な制限がない:基準価額 • 市場における取引価格が存在せず、解約等に関して重要な制限がある:時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている基準価額を時価とみなす • 投資信託財産が不動産である投資信託の時価 <ul style="list-style-type: none"> • 市場における取引価格が存在する:当該価格 • 市場における取引価格が存在せず、解約等に関して重要な制限がない:基準価額 • 市場における取引価格が存在せず、解約等に関して重要な制限がある場合:基準価額を時価とみなす • 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の注記 <ul style="list-style-type: none"> • 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨 • 貸借対照表計上額の合計額 • 期首残高から期末残高への調整表 • 解約等に関する制限の内容ごとの内訳(信託財産が金融商品である投資信託の場合) • 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の注記(時価の注記は要しない) <ul style="list-style-type: none"> • 時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記を行っていない旨 • 貸借対照表計上額の合計額

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(**better question**)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED MMY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp